

1 事業名

所沢市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定

2 事業の概要

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、令和 2 年 4 月 1 日から会計年度任用職員制度を導入するため、会計年度任用職員の報酬等に関する必要な事項について条例を制定するものである。

また、当該制度の導入に伴い改正が必要な条例について、所要の改正を行うものである。

【改正条例】

- ・ 所沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- ・ 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- ・ 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- ・ 所沢市職員の配偶者同行休業に関する条例
- ・ 所沢市職員の育児休業等に関する条例
- ・ 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例
- ・ 所沢市一般職員の給与等に関する条例
- ・ 所沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても必要に応じて同様の条例の制定又は改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方公務員法、地方自治法

6 事業費及びその財源等

【制度導入による影響額】

(1)市全体の計（令和2年度会計年度任用職員数見込み：約1,800人）

項目	影響額
報酬等	200,000 千円
期末手当	206,000 千円
合計	406,000 千円

※地域手当は7%で計算

(2)会計年度任用職員一人当たり影響額

$$406,000 \text{ 千円} \div 1,800 \text{ 人} = \text{約 } 226 \text{ 千円}$$

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表
- ・会計年度任用職員制度の概要

新

旧

議案第 8 3 号 所沢市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

◎所沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（附則第 3 条関係）

（報告事項）

第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員及び同法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

(1)～(11) 略

（報告事項）

第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

(1)～(11) 略

◎職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正（附則第 4 条関係）

（休職の効果）

第 6 条 略

2・3 略

4 法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは「法第 2 2 条の 2 第 2 項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

（休職の効果）

第 6 条 略

2・3 略

◎職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正（附則第 5 条関係）

（減給の効果）

第 3 条 減給は、1 日以上 6 月以下の期間、給料の月額（法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員にあつては、報酬の額（所沢市会計年度

（減給の効果）

第 3 条 減給は、1 日以上 6 月以下の期間、給料の 1 0 分の 1 以下を減ずるものとする。

任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第 号）第2条第4項から第6項まで、第3条又は第4条の報酬の基本額に限る。）の10分の1以下を減ずるものとする。

◎所沢市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正（附則第6条関係）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）から第3項まで及び第6項から第8項までの規定並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員（同条第1項に規定する職員であって、法第22条に規定する条件付採用の期間にないものをいう。第9条第2項及び第3項を除き、以下同じ。）の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）から第3項まで及び第6項から第8項までの規定並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員（同条第1項に規定する職員であって、法第22条第1項に規定する条件付採用の期間にないものをいう。第9条第2項及び第3項を除き、以下同じ。）の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

◎所沢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（附則第7条関係）

（育児休業をすることができない職員）

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) 略

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

ア 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き

（育児休業をすることができない職員）

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) 略

採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して市規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 略

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 略

合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日
であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職
員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲
げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同
号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等
育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場
合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日と
された日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なる
ときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間
においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業
の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該
任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるもの
にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される
日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
であって、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合 当該子の1歳
6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該
非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1
歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)におい
て育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子
の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日と
された日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末
日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継
続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市規則で定
める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か
月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の
1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間におい
てこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日
とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、

又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の5 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) 略

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4に規定する場合に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 略

2 給与条例第17条の6第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の3 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) 略

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 略

2 給与条例第17条の6第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期

内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）
 - ア 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
 - イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認)

第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第27号）第14条第2項第6号の規定による特別休暇又は同条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条

間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

(部分休業の承認)

第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第27号）第14条第2項第6号の規定による特別休暇又は同条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

◎所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第8条関係）

別表第2（第2条関係）

その他市長が任命した特別職員

職名及び区分		報酬額	
嘱託医	障害児福祉手当及び特別障害者手当の審査に関すること。	1回	14,000円
	発達障害に関すること。	1回	36,000円
	松原学園に関すること。	1回	60,000円。ただし、健康診断に関する業務については、48,000円
	精神保健に関すること。	1回	36,000円
	歯科保健に関すること。	1回	36,000円
	母子保健に関すること。	1回	36,000円
	生活保護に関すること。	月額	38,000円
	市立保育園に関すること。	年額	1園当たり133,000円に、在園児数に300円を乗じて得た額を加算した額

別表第2（第2条関係）

その他市長が任命した特別職員

職名及び区分		報酬額	
当直員	宿直	日額	12,000円。ただし、年末年始（12月29日から翌年の1月3日までをいう。以下同じ。）については、18,000円
	日直	日額	8,000円。ただし、年末年始については、12,000円
障害者雇用就業支援員		月額	166,300円
障害者雇用就業員		日額	5,580円
こころの健康相談員	精神科医	月額	50,000円
	精神保健福祉士	月額	30,000円
自動車等交通事故処理専門員		月額	153,220円
交通指導員	交通安全指導70時間以上	月額	110,400円
	交通安全指導70時間未満60時間以上	月額	94,400円
	交通安全指導60時間未満50時間以上	月額	78,000円
	交通安全指導50時間未満40時間以上	月額	61,600円

嘱託歯科医	年額	1園当たり120,000円に、在園児数に300円を乗じて得た額を加算した額
構造計算補助員	日額	16,000円

	交通安全指導40時間未満30時間以上	月額	46,100円
	交通安全指導30時間未満20時間以上	月額	30,600円
市民相談員	一般相談	月額	228,000円
	法律相談	日額	44,000円
	人権・行政・税務・外国人生活相談	日額	7,900円
	消費生活相談	日額	12,400円
市税滞納整理相談員		日額	21,000円
納税推進員		月額	117,600円
嘱託医	障害児福祉手当及び特別障害者手当の審査に関すること。	1回	14,000円
	発達障害に関すること。	1回	36,000円
	松原学園に関すること。	1回	60,000円。ただし、健康診断に関する業務については、48,000円
	精神保健に関すること。	1回	36,000円
	歯科保健に関すること。	1回	36,000円
	母子保健に関すること。	1回	36,000円
	生活保護に関すること。	月額	38,000円
	市立保育園に関すること。	年額	1園当たり133,000円に、在園児数に300円を乗じて得た額を加算した額

中国残留邦人等生活支援相談員	日額	9,360円	
住居確保支援員	月額	192,000円	
生活困窮者等学習支援員	日額	9,360円	
国民年金専門員	月額	196,000円	
家庭児童相談員	月額	180,000円	
母子・父子自立支援員	月額	180,000円	
障害児保育 専門相談員	月16日勤務	月額	173,300円
	月12日勤務	月額	130,000円
	月8日勤務	月額	86,700円
	月4日勤務	月額	43,300円
保育園保育料収納員	月額	90,720円に、訪問面談1世帯につき100円、分納申込書受領1件につき100円、徴収金額の100分の2に相当する額を加算した額	
嘱託歯科医	年額	1園当たり120,000円に、在園児数に300円を乗じて得た額を加算した額	
就労支援員	月額	192,000円	
生活困窮者等面接相談員	月額	192,000円	
構造計算補助員	日額	16,000円	
市民医療セ ンター医師	外来診療	日額	100,000円（勤務が半日である場合は、46,500円）
	内視鏡診療	日額	111,000円（勤務が半日である場合は、55,500円）
	当直	日額	83,000円を超えない範囲内において市長が別に定める額。ただし、年末年始については、113,000円
	二次救急診療	日額	80,000円。ただし、年末年始については、110,000円

小児夜間急患診療	日額	65,000円。ただし、年末年始並びに祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）のうち昭和の日、憲法記念日、みどりの日及びこどもの日については、90,000円	
小児深夜帯急患診療	日額	75,000円（土曜日、日曜日及び祝日については、88,500円）。ただし、年末年始については、118,500円	
休日急患診療	日額	120,000円（勤務が半日である場合は、60,000円）。ただし、年末年始については、150,000円（勤務が半日である場合は、75,000円）	
放射線読影	胸部（1週間分）読影に係る勤務	1回	100,000円
	胸部（2日分）読影に係る勤務	1回	40,000円
	上部消化管読影に係る勤務	1回	55,000円
	乳がん読影に係る勤務	1回	20,000円
細胞診断	病理検査に係る勤務	1回	42,500円
健康検診	子宮がん、乳がん検診に係る勤務	1回	46,500円

別表第3（第2条関係）

その他教育委員会が任命した特別職員

職名及び区分		報酬額	
学校医	年額	1校当たり149,800円に、生徒数に204円を乗じて得た額及び執務回数に8,600円を乗じて得た額を加算した額	
学校歯科医	年額	1校当たり149,800円に、生徒数に204円を乗じて得た額及び執務回数に8,600円を乗じて得た額を加算した額	
学校薬剤師	年額	1校当たり139,700円に、執務回数に2,020円を乗じて得た額を加算した額	
園医	年額	153,200円	
園歯科医	年額	153,200円	
園薬剤師	年額	83,200円	
学校相談医	年額	149,800円	
産業医	月額	50,000円	
スポーツ推進委員	理事	年額	60,900円
	委員	年額	54,000円
学校給食センター薬剤師	年額	97,300円	

	人間ドック面接に係る勤務	1回	38,500円
	人間ドック診察に係る勤務	1回	31,500円
	眼底写真読影に係る勤務	月額	255,000円
市民医療センター主任薬剤師		月額	350,000円

別表第3（第2条関係）

その他教育委員会が任命した特別職員

職名及び区分		報酬額	
安全安心対策推進員	月額	281,528円	
就学支援相談員	月額	89,800円	
学校教育相談員	月額	134,700円	
生徒指導・いじめ問題対策員	月額	236,700円	
心理士	月額	355,100円	
スクールカウンセラー	月額	236,700円	
学力向上支援講師	日額	9,000円	
主任教育相談員	月額	355,100円	
教育相談員	月額	236,700円	
電話相談員	月額	182,300円	
主任英語指導助手	月額	370,000円	
英語指導助手	月額	350,000円	
教育センター講師	月額	195,000円	
社会教育指導員	月額	134,600円	
子どもの読書活動推進員	月額	179,600円	
ミヤコタナゴ飼育研究員	月額	165,200円	
ふるさと研究支援員	月額	190,700円	
ふるさと研究推進員	月額	134,600円	
発掘調査専門員	月額	186,400円	
出土品整理専門員	月額	172,000円	
学校医	年額	1校当たり149,800円に、生	

		徒数に204円を乗じて得た額及び執務回数に8,600円を乗じて得た額を加算した額
学校歯科医	年額	1校当たり149,800円に、生徒数に204円を乗じて得た額及び執務回数に8,600円を乗じて得た額を加算した額
学校薬剤師	年額	1校当たり139,700円に、執務回数に2,020円を乗じて得た額を加算した額
園医	年額	153,200円
園歯科医	年額	153,200円
園薬剤師	年額	83,200円
学校相談医	年額	149,800円
産業医	月額	50,000円
スポーツ推進委員	理事	年額 60,900円
	委員	年額 54,000円
体育指導員	月額	181,000円
学校給食センター薬剤師	年額	97,300円

◎所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部改正（附則第9条関係）

（会計年度任用職員の給与）

第27条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、他の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定める。

（臨時的任用職員の賃金）

第27条 法第22条第5項及び第26条の6第7項第2号並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用される職員（以下「臨時的任用職員」という。）に、その勤務に対する対価として賃金を支給する。

2 賃金の額は、別表第6に規定する1時間当たりの賃金単価に、賃金の計算期間（月の1日から末日までをいう。）において臨時的任用職

員が勤務した時間数（あらかじめ割り振られた勤務時間を市規則で定める有給の休暇等により勤務しなかつた時間数を含む。）を乗じて得た額とする。

3 あらかじめ割り振られた勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したとき（あらかじめ割り振られた勤務時間を市規則で定める有給の休暇等により勤務しなかつた時間数を除く。）における1時間当たりの賃金単価は、前項の規定にかかわらず、同項の賃金単価に100分の125を乗じて得た額（50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）とする。

4 前2項に規定する勤務をした場合において、その勤務した時間数の縮切計算をするときは、1時間に満たない端数を生じたときは、30分を超えるときは1時間とし、30分以下のときは30分とする。

5 前項の場合において、その勤務した時間数に30分が生じた場合におけるその30分の賃金単価は、第2項の勤務をした場合にあつては同項の賃金単価に、第3項の勤務をした場合にあつては同項の賃金単価にそれぞれ2分の1を乗じて得た額（50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）とする。

第28条 あらかじめ割り振られた1日の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、勤務したとき、又はあらかじめ割り振られた勤務時間のない日に勤務することを命ぜられ、勤務したときの1時間当たりの賃金単価は、前条第2項の規定にかかわらず、同項の賃金単価に100分の100から100分の175までの範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額（50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）とする。

2 前項に規定する勤務をした場合において、その勤務した時間数の縮切計算をするときは、1時間に満たない端数を生じたときは、30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

（臨時的任用職員の期末賃金）

第29条 任命権者は、6月1日又は12月1日において任用されており、かつ、あらかじめ割り振られた1週間当たりの勤務時間が30時

間以上の臨時的任用職員であつて市規則で定める要件を満たすものに
期末賃金を支給する。

- 2 期末賃金の額は、市規則で定める期末賃金に係る算定基礎額に
100分の100を上限として市規則で定める割合を乗じて得た額
(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。
(臨時的任用職員の通勤費)

第30条 任命権者は、通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担
することを常例とする臨時的任用職員又は通勤のため自動車等を使用
することを常例とする臨時的任用職員であつて住居から勤務場所まで
徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル
以上のものに通勤費を支給する。ただし、交通機関を利用し、又は自
動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である臨時的任用
職員については、この限りでない。

- 2 通勤費の額は、次のとおりとする。
 - (1) 交通機関を利用して運賃を負担することを常例とする臨時的任用
職員又は交通機関を利用して運賃を負担し、かつ、自動車等を使用
することを常例とする臨時的任用職員 1箇月(月の1日から末日
までをいう。以下この号及び次号において同じ。)につき、市規則
で定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する運賃
の額に相当する額
 - (2) 自動車等を使用することを常例とする臨時的任用職員 1箇月に
つき8,000円を上限として市規則で定める額
(臨時的任用職員の賃金等の支給方法)

第31条 賃金、期末賃金及び通勤費(以下この条において「賃金等」
という。)は、市規則で定める賃金等の支給日にこれを支給する。

- 2 賃金等は、口座振替の方法により支給することができる。
(適用除外)

第32条 第2条から第26条までの規定は、臨時的任用職員には適用
しない。

(委任)

第33条 略

別表第6 (第27条関係)

職種	1時間当たりの賃金単価
----	-------------

(委任)
第28条 略

事務職		940円
国民健康保険レセプト点検員		1,310円
介護認定調査員		1,360円
保育士		1,000円
保育補助員		960円
心身障害児介助員（小中学校）		980円
学習支援員		1,170円
学校運営マルチサポーター		1,170円
心のふれあい相談員		1,050円
放課後支援員（スタッフリーダー）		1,170円
特別支援教育支援員		950円
幼稚園教諭		1,000円
臨時教諭		1,050円
精神保健福祉士		1,330円
薬剤師		1,730円
栄養士		1,260円
診療放射線技師		1,330円
臨床検査技師		1,330円
歯科衛生士		1,260円
理学療法士		1,330円
保健師		1,630円
看護師		1,340円
看護師（交代制）	日勤	1,490円
	準夜勤・深夜勤	2,330円
准看護師		1,120円
准看護師（交代制）	日勤	1,270円
	準夜勤・深夜勤	2,120円
助産師		1,630円
屋内現業職		940円
屋外現業職		960円
クリーンセンター場内整理員		1,100円
看護助手		1,000円

その他の職	940円
-------	------

備考

- 1 この表において「日勤」とは、午前8時30分から午後5時までの勤務をいい、「準夜勤」とは、午後4時30分から翌日の午前1時までの勤務をいい、「深夜勤」とは、午前0時30分から午前9時までの勤務をいう。
- 2 この表において「屋内現業職」とは、調理員、庁務手、汽缶手等をいい、「屋外現業職」とは、自動車運転手、公園維持管理員等をいう。
- 3 臨時的任用職員として任用される職種と本市において同一の職種の任用経験がある臨時的任用職員については、15年を限度として、その経験年数（平成13年度以後において1年度につき10日（平成13年度から平成16年度にあつては14日）以上勤務した月が10箇月以上ある場合は経験年数を1年とする。）1年につき15円をその任用期間における1時間当たりの賃金単価に加算する。ただし、平成13年4月1日から平成24年4月1日以後において臨時的任用職員として任用される日までの間に臨時的任用職員として任用される職種と本市において24箇月を超えて同一の職種の任用がない者については、この限りでない。
- 4 あらかじめ割り振られた1日の勤務時間が7時間30分であり、かつ、あらかじめ割り振られた1週間当たりの勤務時間が37時間30分である臨時的任用職員であつて任用期間が3箇月を超えるものについては、その任用期間における1時間当たりの賃金単価に30円を加算する。

◎所沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（附則第10条関係）

（給与の種類）

第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により

（給与の種類）

第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」とい

同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けたもの（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下これらを「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 職員（会計年度任用職員を除く。）の手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び宿日直手当とする。

3 会計年度任用職員の手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び宿日直手当とする。

う。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けたもの（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下これらを「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び宿日直手当とする。

（その他の企業職員の給与）

第4条 企業職員で臨時の職に任用されたもの及び非常勤のもの（育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。）及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の給与の種類及び基準については、職員の給与との均衡を考慮して支給する。

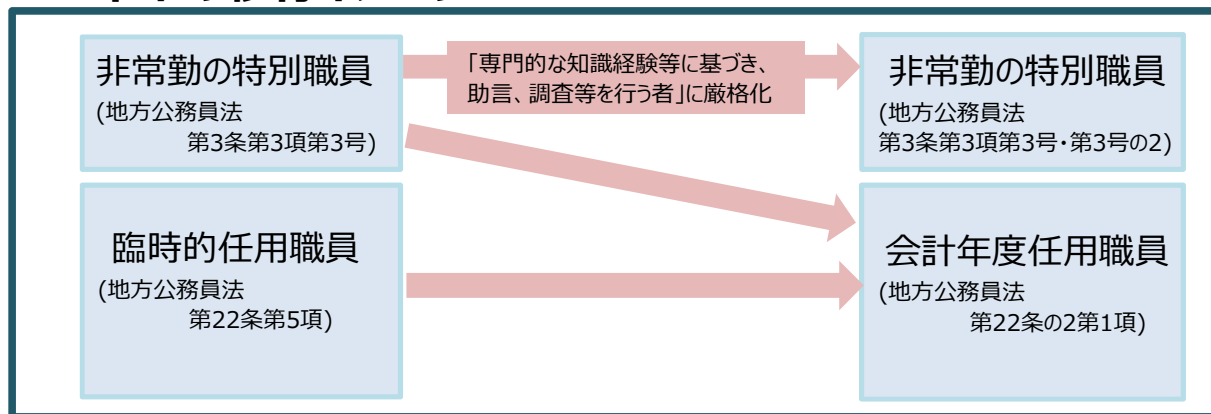
「会計年度任用職員制度の概要」

1 会計年度任用職員

勤務時間に応じて次のとおり区分される。

- i) パートタイム会計年度任用職員
週の勤務時間が常勤職員と異なる職員
(週の勤務時間が38時間45分よりも短い職員)
- ii) フルタイム会計年度任用職員
週の勤務時間が常勤職員と同一
(週38時間45分勤務) の職員

2 本市の移行イメージ



3 現行制度との主な変更点

	臨時的任用職員	非常勤の特別職員	会計年度任用職員
任用期間	原則 6 か月以内の期間 ただし、1 回に限り6か月を超えない範囲で更新可	採用の日から会計年度の末日までの期間の範囲内	採用の日から会計年度の末日までの期間の範囲内
勤務時間	フルタイム：週7.5時間×5日 それ以外：必要な時間	必要な時間	フルタイム：週7.75時間×5日 パートタイム：必要な時間
給付	賃金単価：職に応じて設定 期末賃金：0.9月×2回	報酬額：職に応じて設定 期末賃金：なし	給料・報酬額：現行水準が下回らない金額に設定 期末手当：常勤職員と同様の支給月数×2回
休暇休業	年次休暇・特別休暇等 (育児休業なし)	臨時的任用職員に準ずる	現行の制度を維持しつつ、国との均衡を図る (育児休業の導入)
採用	年齢上限65歳年度まで	年齢上限なし	年齢上限なし
服務	・服務規定適用あり ・兼業禁止	・服務規定適用なし ・兼業可	・服務規定適用あり ・パートタイムは兼業可